

# 「食育」シンポジウム 子どもたちの食があぶない！

「食育」は社会がいっしょになって考えることがたいせつです。  
シンポジウムは、子どもたちの「食」の現状とこれからの「食育」について、家庭、学校、地域、行政の役割を全国の事例をご紹介しますながら話し合います。

## シンポジウムプログラム

午後12時00分～お溝汁のふるまい  
1時00分～受付  
1時30分～開会  
1時35分～主催者挨拶  
1時45分～来賓挨拶  
1時50分～基調提起  
2時20分～シンポジウム  
4時45分 閉会

先着200名にお溝汁をふるまいます。



### お溝汁の由来

お寺の行事「お講」にお参りされたみなさんにふるまわれる郷土料理で、その土地の季節の野菜を使った味噌汁。「食育」シンポの会場でも、学校給食調理員のみなさんから参加者にふるまっています。

●JA東びわこ提供の地元産の柿の販売をします。



### ●パネリスト

#### 西森善郎さん

高知県南国市教育長  
南国市学校給食会長

南国市の地場産米給食の取り組みは、南国市産の米を子どもたちに食べさせてやりたい、そんな素朴な思いから始まりました。さまざまな困難と課題を乗り越えて平成10年から中山間地域にある棚田の米を使い、家庭用電気釜で炊いたアツアツのご飯を子どもたちに食べさせることができるようになりました。さらに、子どもたちに生産者の顔が見え、生産の様子や苦労を知るきっかけとなるよう、生産者との交流、田植えや稲刈りなどの生産体験を積極的に実施しています。教育の柱は、知育・徳育・体育・食育の4領域とし、学校給食を核とした食育を推進。なかでも子どもが生きる力を育み自己管理能力を身につけるための食育は、すべての教職員が関心を持ち、教育活動全般をとらえて意図的、計画的に行うことが大切です。



後免野田小学校では、子どもたちが学校菜園で育てた旬の野菜を学校給食に使用します。  
●出典／「おいしい風土こうち」



### ●パネリスト

#### 牧下圭貴さん

農と食の環境  
フォーラム代表

国の「食育推進基本計画」は、平成22年の目標年次までに都道府県で100%、市町村で50%が「食育推進計画」を立てることになっています。すでに北海道、岩手県、茨城県、群馬県、広島県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県で「食育推進計画」や、それに準じるものが作られています。取り組みは都道府県によりまちまちで、主

となる部門や都道府県の行政手法によって、実際の「食育推進計画」への取り組みが大きく異なります。栄養教諭の位置付けも、それぞれの計画でまちまちであり、学校給食の取り組みについても、重視するところも、そうでないところもあります。そのため、都道府県や市町村の「食育推進計画」が作成され、運用される時点で、それぞれ

の学校給食関係者が、積極的に計画に対して意見を出し、できれば策定段階から参加する必要があります。

●食育基本法／この法律の全文は、内閣府ホームページでご覧いただけます。

[www.cao.go.jp/](http://www.cao.go.jp/)



### ●パネリスト

#### 浦谷浩昭さん

元 彦根市立稲枝中学校  
PTA会長

息子が通う中学校の学校給食(自校方式)が突然廃止される行政の方針に驚き、その「存続」を願う保護者、地域住民の代表者として運動に携わってきました。その時の経験を踏まえ、「育ち盛りの子ども達にとって、栄養のバランスが取れた正しい食生活を送るということは、極めて重要な事で

あり、義務教育における『食教育』の中で『学校給食』の果たす役割は、実に大きいもの」と言えます。「人づくりは街づくり」であり、地域の未来を担う子ども達の健全な育成を願うためにも、行政(公共機関)にとって、特に「食教育の推進」に取り組むことが大切であり、非常に注目され

ている関心事であります。そのことは、先の国会で可決・成立した「食育基本法」の基本理念の中にも義務付けられています。今一度改めて、行政(学校)における「食教育の推進」の重要性を再認識し、提唱していきたいと考えています。



### ●コーディネーター

#### 山田実さん

東近江NPOセンター  
運営委員長  
滋賀県議会議員

公共サービスは、二つの側面からそのあり方が問われています。ひとつは、少子高齢化の進展と財政危機の深刻化を背景に、いかに効率的にサービスを提供するかということ、そしてもうひとつは、経済的な豊かさだけでなく「本当の豊かさ(クオリティ・オブ・ライフ)」へのニーズにどう応えるかということです。「官から民へ」「民にできることは民に」というスローガンのもとで、官(行政)が独占してきた公共サービ

スの担い手の多様化が進められ、効率的で質の高い公共サービスを旨とした取り組みが進められてきました。すでに、地域、NPO、企業など、公共サービスの多様な担い手が生まれてきています。しかし、そのことによって、必ずしも質の高い公共サービスが提供されているとはいえません。本物の豊かさを支える、安心・安全な公共サービスとは何か、そして、それを提供する「担い手」にもっともふさわしいのは誰

なのかという観点から、公共サービスのあり方を考えるときを迎えています。クオリティ・オブ・ライフは、私たち一人ひとりの「生命の質」「生活の質」「人生の質」のことです。それらの質を高め「本当の豊かさ」を求める人々の願いに対応する公共サービスは、誰にでも平等に、公平に、確実に提供されることが大事です。私たちは、このキャンペーンを通じて、質の高い公共サービスとは何かを探りたいと思います。